

一第187号一 2023年3月1日発行



〒151-8502 渋谷区千駄ヶ谷1-20-6 FAX (0120) 779-783 TEL (0120)025-315(自動車保険) (0120)025-375(総合保険) (0120)025-915(がん保険) (0120)221-220(医療共済)



春ですね。4月にはゴールデンウィークが待っています。5月5日の端午の節句にちなみ、 毎年恒例の「こどもの日」プレゼントキャンペーンを実施します。今年もたくさんのステキ な賞品を揃えました。みなさまからのたくさんのご応募をお待ちしております。



ニンテンドースイッチ(Nintendo Switch) 2022年11月以降パッケージサイズ※カラーは選択できません

2名様

ミニオン 目覚まし置き時計

3名様

賞 ぎ ちいかわブランケット

5名様







※賞品のイラストはイメージです。

ご希望の方はハガキに以下をご記入のうえご応募ください。 応募方法

> ①組合員氏名(フリガナ) ②郵便番号 ③住所 ④年齢 ⑤会社名 ⑥ご希望の賞品名 ①「郵愛だより」の感想、記事のリクエスト等がございましたらお願いいたします。

株式会社 郵愛 郵愛だより「こどもの日プレゼント」係 応募先 〒151-8502 東京都渋谷区千駄ヶ谷1-20-6

株式会社 郵愛 郵愛だより[こどもの日プレゼント]係

□ 応募締切 2023年4月14日(金)必着

表 A、B賞に当選の方のみ発表します。 発 (その他の賞品は発送をもってかえさせていただきます)

■ お申し込みはお一人様1通までとさせていただきます。 また、お申込みいただきましたみなさまの個人情報は 郵愛賞品の利用勧奨にのみ活用させていただきます。

多数のご応募 お待ちしてます







アフラック 生きるためのがん保険Days1「JP労組プラン」は2023年1月23日より新たに特約をプラスでき るようになりました。ご契約中のがん保険を含め、必要な特約をプラスして、がん治療に対する備えをパワーア ップできます。

がん要精検後精密検査保障特約

所定のがんの検診を受信し、医師の要精密検査の判定により精密検査を受けたとき、給付金をお受取りいただけます。

要精検後 精密検査

つぎのいずれにも該当したとき

①つぎの(ア)から(オ)のいずれかの「がん」について、所定 の「がん」の検診を受診し、医師により要精密検査の 判定を受けたこと

支払事由

(ア) 胃がん (イ) 子宮頸がん (女性のみ) (ウ)肺がん (エ)乳がん(女性のみ) (オ)大腸がん

②所定の「がん」の検診を受けた翌日から180日以内 に、①の判定に基づき、治療を目的として、入院ま たは通院により精密検査を受けたこと

支払限度

• (ア) から (オ) の検診ご とに1保険年度に1回

• 更新後の保険期間を含 め、通算20回

支払額

検診ごとに 1年に1回

2万円



がん特定治療保障特約(*1)

特定保険外診療(*2)やゲノムプロファイリング検査(*3)を受けたとき、給付金をお受取りいただけます。

支払事由

特定 保険外診療 給付金

「がん」の治療を目的として、がん診療連携拠点病院等 で、特定保険外診療によって、つぎの①から③のいずれ かを受けたとき

①手術 ②放射線治療 (電磁波温熱療法を含む) ③抗がん剤治療・ホルモン剤治療

支払限度

- 支払事由に該当する 月につき1回
- 更新後の保険期間を 含め、通算12回

支払額

受けた月ごと 50万円

がんゲノム プロファイリング 検査給付金

「がん」の治療を目的として、公的医療保険制度におけ る医科診療報酬点数表に検体検査実施料の算定対象とし て列挙されているがんゲノムプロファイリング検査を受

支払事由に該当する 月につき1回

受けた月ごと 10万円



がん先進医療・患者申出療養特約(*1)

先進医療または患者申出療養を受けたとき、給付金をお受取りいただけます。

支払事由

支払限度

支払額

がん先進医療・ 患者申出療養 給付金

「がん」の診断や治療の際に 所定の先進医療または患者申出療養を受けたとき 更新後の保険期間を含 め、通算2,000万円まで

自己負担額と同額 (通算2.000万円まで)

がん先進医療 患者申出療養

がん先進医療・患者申出療養給付金が 支払われる療養を受けたとき

1保険年度に1回

一時金として1年に1回 15万円

- (*1) 上皮内新生物は保障の対象外です。
- (*2) 特定保険外診療とは、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表 および歯科診療報酬点数表の算定対象として列挙されていない診療行 為をいいます。ただし、つぎのいずれかに該当するものを除きます。
 - ①先進医療 ②患者申出療養
 - ③厚生労働大臣により製造販売の承認を受け、被保険者が診断確定さ れたがんの治療に対する効能または効果が認められている抗がん剤 治療、ホルモン剤治療
- (*3) 公的医療保険制度の対象となるがんゲノムプロファイリング検査を受けるには所定の要件 を満たす必要があります。公的医療保険制度の対象になるか否かは、治療を受ける前に主 治医にご確認ください。公的医療保険制度等の変更が行われた場合で、がんゲノムプロ ファイリング検査と同種の検査であると当社が認めた検査について、この特約の計算の基 礎に及ぼす影響が少ないときは、その検査を対象に含めることがあります。
 - ※がんゲノムプロファイリング検査給付金の請求にあたって入手する検査に関する情報は 「検査有無および検査実施日」のみです。具体的な遺伝情報は入手しません。

※「先進医療」および「患者申出療養」は、厚生労働大臣が認める医療技術です。これらは医療技術ごとに適応症(対象となる疾患・症状など)および実施する医療機関が限定されています。 また、医療技術・適応症・実施する医療機関は随時見直されます。

※商品の詳細については「契約概要」等をご確認ください。

■引受保険会社

アフラック 東京第二法人営業部 〒100-0005 東京都千代田区丸の内1-6-1丸の内センタービル19階 電話:03-6311-5095

3月の安全運転のでは、ボイント

春になり外出する機会が増えてきた事と思います。車で出かけるときは駐車場を利用することがしばしばありますが、駐車場は隠れた事故多発場所とも言われています。そこで今回は、特に高速道路のサービスエリアやパーキングエリア(以下、「SA・PA」と言います。)、行楽地や観光地の駐車場、スーパーマーケット等の商業施設の立体駐車場における事故防止のための留意点をまとめてみました。



SA・PAでの留意点

本線車道から場内に入る時は減速する

高速道路の本線車道走行中の速度感覚のままで場内に 進入すると危険なため、十分に減速し、スピードメータなど で実際の走行速度を確認しましょう。先行車の急減速・急停 止に備え、先行車との車間距離も十分に保持し、場内走行 時は徐行しましょう。

他車だけでなく歩行者の動きにも注意する

場内では、ドライバーは駐車スペースを探しながら運転しがちになり、そのため周囲の状況に対する注意が薄れてしまうことがあります。SA・PAの利用時間は比較的短いことから頻繁に車が出入りし、場内は子どもから高齢者まで幅広い年齢層の人が歩いており、中には走ってトイレに向かう人の姿も見られます。しかも、駐車車両が死角を作って発見が遅れることがありますから、先行車や発進しようとする車だけでなく、歩行者の動きにも十分に注意しましょう。



行楽地・観光地の 駐車場での留意点

特に団体観光客の動きに注意する

行楽地や観光地の駐車場は、一般車両のほかに観光バスが多いという特徴があります。バスを降りた観光客は団体で行動することもあって、自分で安全を確認するという意識が薄らいでいるおそれがあります。場内では徐行するとともに、特に団体観光客の動きには十分に注意を払いましょう。

他車だけでなく歩行者の動きにも注意する

行楽シーズンには、臨時の駐車場が設けられる場合もよくありますが、その中には車止めや区画線がなく、路面もあまり整備されていない駐車場も見られます。駐車する際は、側方や後方の駐車車両との間隔が十分か、車両が斜めになっていないかなどにも注意しましょう。駐車する際に少しでも不安があるときは、躊躇することなく降車して駐車先や隣接車両との間隔を自分の目で確認し、同乗者がいる場合は、車を降りて誘導してもらうのも良い方法です。



商業施設の立体駐車場での留意点

徐行し歩行者の動きに注意する

立体駐車場は、死角が多いことに加えて、屋内になることから、一般に屋外の駐車場に比べて暗くなります。

他車や歩行者が自車を視認できるよう早めにヘッドライトを点灯するともに、場内は徐行しましょう。子どもは駐車車

両の死角に入りやすいので、歩 行者を見かけたときは子どもが 隠れているかもしれないと予測 しましょう。



逆走する車があるかもしれないと考えておく

立体駐車場の多くは、入口と出口が分かれている一方通行路になっていますが、初めて利用するような不慣れなドライバーの中には、誤って逆走するケースも見られます。逆走車などあるはずがないと思い込んで漫然と走行していると、いざ逆走車と出合った時にあわててしまい、適切な措置がとれないおそれがあります。逆走車のことも念頭に置きつ

つ、前方の状況に注意して進行しましょう。



というから「震災」などの 災害に対する備え

をしましょう!



今から12年前の3月11日は「東日本大震災」が発生し、多大な被害が生じました。その教訓から、いつ発生するかわからない 震災に対し、日ごろから家庭での備えをしておくことが重要です。今回は、震災などの災害に備え、各家庭での5つのチェック ポイントをご紹介します。

チェック①



家具の置き方、工夫していますか?

阪神・淡路大震災や東日本大震災では、多くの方が倒れてきた家具の下敷きになって亡くなったり、大けがをしました。大地震の発生時には「家具は必ず倒れる」と考え、転倒防止対策をしましょう。ポイントは「家具が転倒しないよう壁に固定」「寝室や子ども部屋には、できるだけ家具を置かない」「置く場合も、倒れた時に出入り口をふさがないよう、家具の向きや配置を工夫する」などです。またこれと併せ「手の届くところに懐中電灯やスリッパを備える」などの対策も大切です。

チェック(3)

非常用持ち出しバッグの準備、 できていますか?

自宅が被災したときは、安全な場所に避難し、避難生活を送ることになります。非常時に持ち出すべきものをあらかじめリュックサックに詰めておき、いつでも持ち出せるようにしておきましょう。

チェック(4)

ご家族同士の安否確認方法、決まっていますか?

別々の場所にいるときに災害が発生した場合でも、お互いの安否を確認できるよう、日ごろから安否確認の方法や 集合場所などを、話し合っておきます。災害時には、携帯電 話の回線がつながりにくくなり、連絡がとれない場合もあり ます。その際には以下のサービスを利用しましょう。

※災害用伝言ダイヤル

局番なしの「171」に電話をかけると伝言を録音でき、自分の電話番号を知っている家族などが、伝言を再生できます。(一般加入電話や公衆電話、一部のIP電話、さらには携帯電話・PHSからもご利用が可能)

※災害用伝言板

携帯電話やPHSからインターネットサービスを使用して文字情報を登録 し、自分の電話番号を知っている家族などが、情報を閲覧できます



食料・飲料などの備蓄、十分ですか?

電気やガス、水道などのライフラインが止まった場合に備えて、普段から飲料水や保存の効く食料などを備蓄しておきます。防災のために特別なものを用意するのではなく、できるだけ、普段の生活の中で利用している食品などを備えるようにしましょう。

食料・飲料・生活必需品などの備蓄の例 (人数分用意しましょう)

『飲料水3日分(1人1日3リットルが目安)』『非常食3日分の食料としてご飯(アルファ米など)、ビスケット、板チョコ、乾パンなど』『トイレットペーパー、ティッシュペーパー、マッチ、ろうそく・カセットコンロ』など。

※大規模災害発生時には、「一週間分」の備蓄が望ましいとされています。 ※飲料水とは別に、トイレを流したりする生活用水も必要です。日ごろから「水道水を入れたポリタンクを用意する」「お風呂の水をいつも張っておく」などの備えも大切です。

チェック(5)

避難場所や避難経路、確認していますか?

いざ災害が起きた時にあわてずに避難するためにも、お住まいの自治体のホームページや国土交通省ハザードマップポータルサイトなどから「防災マップ」や「ハザードマップ」を入手し、避難場所、避難経路を事前に確認しておきます。

※豪雨、津波、火山噴火など、 災害の種類によって安全 な避難場所が異なります。 それぞれの災害をイメー ジして、どのように行動す れば安全に避難できるか 家族で考えてみましょう。



(内閣府HPより抜粋)